

証券コード 2670
2024年5月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区神南一丁目11番5号
(本社事務所)
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
株式会社 エービーシー・マート
代表取締役社長 野 口 実

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.abc-mart.co.jp/ir/>



上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「エービーシー・マート」又は「2670」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って**2024年5月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月28日（火曜日）午前10時（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo オークラ プレステージタワー 7階 メイプル
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
(株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第39期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

-
- ◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の会計監査人に関する事項、②事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、③連結株主資本等変動計算書、④連結計算書類の連結注記表、⑤株主資本等変動計算書、⑥計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年 5 月 28 日 (火曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

書面 (郵送) で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年 5 月 27 日 (月曜日) 午後6時到着分まで

※議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2024年 5 月 27 日 (月曜日) 午後6時入力完了分まで

※インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

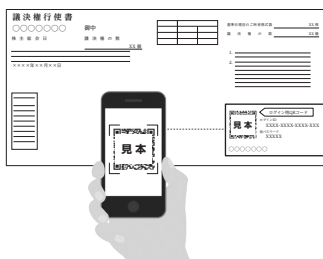
※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

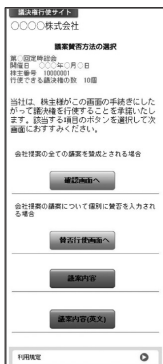
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



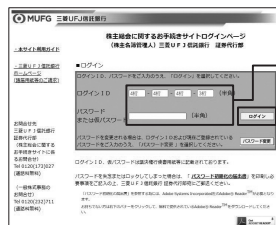
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の強化を図りながら、業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、第39期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、2024年4月10日に発表いたしましたとおり、1株につき普通配当金37円とさせていただきます、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

期末配当金は、当社普通株式1株につき普通配当金37円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、9,161,819,787円となります。

なお、中間配当金としてすでに金85円をお支払いしておりますが、2023年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますことから、株式分割前基準による当期の年間配当金は、前期と比べ26円増配の金196円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の発行済株式の総数は、2023年8月31日を基準日とした株式分割（1：3）により、同年9月1日現在、247,618,938株に増加しております。よって、将来の機動的な資本政策の実現に備えるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の334,500,000株から742,000,000株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>334,500,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>742,000,000</u> 株とする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員が任期満了となり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	<div style="text-align: center;"> 再任 <small>の</small> <small>ぐち</small> <small>みのも</small> 野 <input type="checkbox"/> 実 (1965年12月6日生) </div>	1988年4月 シヤチハタ東京商事株式会社（現 シヤチハタ株式会社）入社 1991年4月 当社入社 2000年6月 当社取締役営業本部長 2004年3月 当社常務取締役営業本部長 2007年3月 当社代表取締役社長（現任）	186,000株
		〔重要な兼職の状況〕 -	
〔候補者とした理由〕 入社以来、営業部門に籍を置き、2000年より取締役営業本部長として「現場視点」をモットーに経営に携わってきました。2007年に代表取締役社長に抜擢され、果敢なリーダーシップ発揮の下、これまで当社グループの発展・成長に大きく貢献してきました。今後も最高経営責任者としての職責が期待されるため、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>はつ とり きいちろう</small> 服部 喜一郎 (1974年8月13日生)	1999年12月 当社入社 2008年2月 当社商品開発部生産管理チーム所属 2014年5月 当社取締役 海外事業担当 2018年4月 LaCrosse Footwear,Inc. President (現任) 2021年6月 当社取締役 事業開発担当 2023年10月 当社取締役 営業本部長 2024年4月 当社常務取締役 営業本部長 (現任)	600株
	〔重要な兼職の状況〕 LaCrosse Footwear,Inc. President		
〔候補者とした理由〕 入社以来、商品の海外生産の管理業務や海外渉外業務に従事してきました。アジアや米国における海外事業を拡大推進していくため、2014年より取締役として経営に携わり、海外の事業展開における折衝や海外子会社のサポートを担ってきました。2018年4月、米国子会社のLaCrosse Footwear,Inc.の取締役社長に就任しました。2023年8月、アジアにおける事業戦略の強化を図るため帰国し同年10月に営業本部長に就任、2024年4月に常務取締役に就任しました。これまでの豊富な経験や実績から、今後もその職責が期待されるため、取締役候補者となりました。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>かつ ぬま きよし</small> 勝 沼 清 (1963年7月6日生)	1992年10月 株式会社アミックス入社 1996年12月 当社入社 2007年5月 当社取締役販売促進部長 2009年4月 当社取締役 人事戦略担当 2016年2月 当社取締役 営業担当 店舗開発担当 2019年7月 当社取締役 財務経理担当 総務人事担当 店舗開発部長 2022年12月 当社取締役 総務人事担当 店舗開発担当 財務経理担当 物流担当 (現任)	90,000株
	〔重要な兼職の状況〕 -		
〔候補者とした理由〕 入社以来、当社の成長戦略の柱である広告宣伝分野に携わり、2007年より取締役販売促進部長として経営に携わってきました。多店舗展開が加速するなか、2009年より人事戦略担当を委嘱され、雇用の拡大や人材の育成に貢献してきました。2016年には店舗開発担当を委嘱されました。2019年以降は、内部管理体制を強化するため、管理部門の各担当を委嘱されました。これまでの豊富な経験や実績から、今後もその職責が期待されるため、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> きく ち たかし 菊 池 孝 (1968年9月4日生)	1989年4月 株式会社ブティック武生入社 1991年5月 当社入社 2009年5月 当社取締役商品開発部長 2015年1月 当社取締役 商品開発担当 販売促進担当 2019年10月 当社取締役 商品開発担当 販売促進担当 生産管理担当 (現任)	9,000株
		〔重要な兼職の状況〕 -	
〔候補者とした理由〕 入社以来、当社が前身の靴の輸入卸売商社であった頃より長きに亘り商品開発に従事し、海外トレンドを日本国内に還流させる役回りを担い、2009年より取締役商品開発部長として経営に携わってきました。商品のブランディングを強化していくため、2015年より商品開発と販売促進の担当を委嘱され、2019年より生産管理の担当を委嘱されました。これまでの豊富な経験や実績から、今後もその職責が期待されるため、取締役候補者となりました。			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> いし い やす お 石 井 寧 大 (1971年11月3日生)	1995年4月 イトキン株式会社入社 2001年3月 当社入社 2001年6月 当社GALLOP有楽町店店長就任 2003年8月 当社ライセンス推進部所属 2008年2月 当社経理部所属 2015年1月 当社経理部長 2022年5月 当社取締役経理部長 2022年12月 当社取締役経営企画室長 (現任)	12,600株
		〔重要な兼職の状況〕 -	
〔候補者とした理由〕 入社以来、店舗において店長経験、本社においてライセンス関係の業務を経て、2008年より経理業務に従事し、2011年より約2年間韓国子会社の会計部門での出向経験を積んできました。2015年に経理部長に就任して以来、経理部門の責任者として当社グループを支えてきました。2022年より取締役として経営に携わり、同年12月に経営企画室長に就任しました。これまでの豊富な経験や実績から、今後もその職責が期待されるため、取締役候補者となりました。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、当社及び国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員として業務上行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。また保険料は特約部分を含め、会社が全額負担しております。なお、取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険は各候補者の任期中に更新予定であります。

以 上

(ご参考) 取締役会の構成 [2024年5月28日以降の予定]

各取締役候補者及び監査等委員である取締役のこれまでの経験をもとに、その能力を十分に発揮することを期待しております。

氏名	企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	IT	グローバル	品質・生産	人事・ 人材開発	財務・会計	法務・ リスク管理
取締役								
野 口 実 (男性)	●	●	●	●				
服 部 喜一郎 (男性)	●	●		●	●			
勝 沼 清 (男性)		●				●		●
菊 池 孝 (男性)		●		●	●			
石 井 寧 大 (男性)	●			●			●	●
監査等委員である取締役								
松 岡 正 (男性) 社外	他社経営 経験あり	●						●
菅 原 泰 男 (男性) 社外	他社経営 経験あり	●				●		
豊 田 皓 (男性) 社外	他社経営 経験あり	●						●

(注) 本表は各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

事業報告 (2023年3月1日から 2024年2月29日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2023年3月1日から2024年2月29日まで)における事業環境は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が本格化し、外国人旅行客の増加もあり、消費が急速に拡大しました。一方で、地政学的なリスクの高まりを背景に円安や物価の高騰が続いており、景気回復の減速が懸念されております。

シューズ業界におきましては、世界的なインフレの進行とインバウンド需要の高まりにより、コロナ禍に縮小したマーケットが回復基調で推移しました。消費動向としては、エネルギーや食料品等の価格上昇により、お客様の価格志向は消耗品と嗜好品とで二極化が進みましたが、トレンド商品としての靴は需要が増加傾向にあります。商品トレンドは、新作スニーカーを中心としたスポーツ系カジュアルに加え、旅行やレジャーなどアウトドア系ファッションの需要が拡大しております。

このような状況下、当社グループは、デジタルインフラの活用、グランドステージと複合業態店舗の拡大、スポーツシューズやスポーツアパレルを含めたライフスタイルカジュアルの拡充に対応してまいりました。店舗展開につきましては、国内外合わせて79店舗の新規出店を行い、70店舗の改装を実施しました。当社グループの店舗数は、1,487店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は前期比18.7%増の3,441億97百万円となりました。利益面につきましては、都心部大型路面店の売上回復が寄与し、営業利益は前期比31.6%増の556億71百万円、経常利益は前期比33.4%増の578億34百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比32.2%増の400億9百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 国内

販売戦略につきましては、昨秋以降、日本、韓国、台湾、ベトナムの4ヶ国で新作シューズを同時リリースするなど、プロモーション活動をグローバルに展開してまいりました。商品展開としては、著名アーティストとのコラボレーション企画による新作スニーカーやカジュアルシューズ、アパレルの販売に注力してまいりました。物価の高騰が続く中、セール時期にはお求めやすい価格帯の商品を取り揃えるなど、お客様のニーズに対応した取り組みを実施してまいりました。

店舗展開におきましては、郊外のショッピングセンターを中心に45店舗の新規出店を行いました。トレンドアイテムとスポーツアパレルの拡充を図るため、「GRAND STAGE」と「ABC-MART SPORTS」の出店を拡大いたしました。業態変更を目的としたスクラップアンドビルドと好立地への移転を実施したため、34店舗の閉店を行いました。これらの結果、期末の国内店舗数は1,095店舗となりました。なお、当連結会計年度から連結子会社株式会社オッシュマンズ・ジャパンが運営する「OSHMAN'S」(出店5 閉店1 期末店舗数14)を含めております。既存店におきましては、増床改装を中心に55店舗の改装(うち35店舗は増床改装、27店舗は業態変更)を実施しました。複数のバナーを一箇所に集めた複合業態店舗の出店拡大を積極的に進めてまいりました。これらの結果、当期末時点の「GRAND STAGE」は87店舗、また複合業態店舗は103店舗となりました。

国内店舗の営業状況につきましては、下期に入り、都心部の大型路面店の売上がコロナ前の水準にまで回復しました。通期の売上高増収率(通販含む。)につきましては、「OSHMAN'S」を除き、全店で前期比17.2%増、既存店で前期比16.8%増となりました。インバウンドの増加により、物価上昇下においても高単価スニーカーの販売が好調だったこととアパレル売上の伸長により、既存店の客単価が前期比8.8%上昇しました。オンライン販売については、デジタル売上高(実店舗におけるEC在庫の販売分を含む。)が前期比5.6%増となりました。

② 海外

海外の店舗展開につきましては、韓国に22店舗、台湾に7店舗、米国に1店舗、ベトナムに4店舗、計34店舗の新規出店を行いました。期末店舗数(2023年12月31日現在)は、韓国316店舗、台湾63店舗、米国8店舗、ベトナム5店舗、計392店舗(閉店 韓国14店舗、台湾11店舗)となりました。

海外の業績につきましては、為替はいずれの通貨に対しても円安水準となりました。韓国は、トレンドアイテムの販売が好調だったことから、売上高は前期比15.4%増の663億22百万円となりました。台湾は、国内マーケットは競争が激しいものの国内需要の取り込みが堅調だったため、売上高は前期比18.8%増の117億57百万円となりました。米国は、DTCとEコマース事業が好調だったことから、売上高は前期比13.0%増の292億29百万円となりました。ベトナムにつきましては連結業績へ与える影響は軽微であります。海外連結子会社はいずれも12月決算であります。

(品目別連結売上高)

品目別	期別	第38期 (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)		第39期(当連結会計年度) (2023年3月1日から 2024年2月29日まで)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
スポーツ		163,404	56.3	192,500	55.9
レジャーカジュアル		44,720	15.4	50,470	14.7
キッズ		22,790	7.9	26,161	7.6
レディース		16,563	5.7	19,014	5.5
サンダル		14,544	5.0	18,387	5.3
ビジネス		8,550	2.9	9,356	2.7
ウェアその他		12,196	4.2	21,108	6.1
その他		7,306	2.5	7,196	2.1
合計		290,077	100.0	344,197	100.0

(注) 1. 構成比率は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

2. 当連結会計年度より、「ウェアその他」の金額的重要性が増したため、「その他」から別掲しております。

2. 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境を展望しますと、国内においては、欧米との金利差拡大に伴う円安の進行と円安による物価の上昇が続いておりますが、金融政策の転換期を迎え、社会経済活動が一層活発となる兆しが見えております。一方で、個人消費に与える影響が懸念されており、企業における賃上げの動きが拡大されるかが鍵となっております。海外においては、地政学的なリスクの高まりの長期化、欧米のインフレ鈍化懸念、中国の景気減速など、世界経済は先行き不透明な状況が続くものと予想します。

このような状況下、当社グループは、お客様の購買意欲を高めるための様々な販売戦略を実施し、新たなマーケットを開拓するべく諸施策の遂行に取り組んでまいります。またどのような状況下においても、より良い商品をお客様にご提案できる接客サービスの向上に努めてまいります。

このことから、当社グループが対処すべき課題といたしましては、『店舗・商品・人材・IT』という重要な戦略要素を強化していくことであると認識しております。

① 店舗戦略

店舗売上の最大化を目指すため、都市型旗艦店「ABC-MART GRAND STAGE」、スポーツファッション専門店「ABC-MART SPORTS」の出店を拡大いたします。また、増床改装により売場面積を拡大し、店舗の新陳代謝を促進するための好立地への移転や業態変更を積極的に行ってまいります。異なる屋号、異なる業態の店舗を併設させた複合業態による出店を拡大することで、新たな顧客層の獲得とオペレーションの効率化を実現してまいります。

多店舗展開を推進するにあたり、多様な商圈、顧客層に応じた店舗形態を築いていく必要があります。地域の特性等も考慮に入れながら新業態の開発に取り組みます。また、商品の企画から構成(マーチャンダイジング)を店舗設計に組み入れ、収益重視の店舗開発を行ってまいります。これらを踏まえ、個別店舗の収益を最重要視し、全ての店舗が収益に貢献することを目指します。

海外においても、「ABC-MART」のグローバルな店舗展開を推進してまいります。

② 商品戦略

顧客ニーズの多様化とライフスタイルの変化に即応していくために、商品カテゴリー毎の戦略をより明確にし、店舗とオンラインへの商品供給を適時適切に行ってまいります。売れ筋商品の見極めと滞留在庫の取り扱いの早期判断・対処により、単品毎の在庫回転率の改善を図り、収益力を高めてまいります。

売上総利益率の向上を図るためには、メーカー各社との取引において他社との差別化を図るため、ナショナルブランドの共同企画による限定商品を多数展開してまいります。また、売上総利益率の高い自社企画商品においては、付加価値の高い、競争優位性の高い商品の開発を行ってまいります。これらの取り組みを行うことで、売上原価の低減と利益率の向上に努めてまいります。

商品の販売戦略においては、デジタル広告の積極的な利用とテレビなどの媒体活用を戦略的に使い分けて、ターゲット層に響く広告宣伝と販売促進活動を行ってまいります。

③ 販売力（人）の強化

当社グループは、対面販売による営業活動を主軸に事業を展開しております。

お客様にとって魅力のある店づくり、商品づくりを心がけ、提供していくためには、スタッフ一人ひとりの販売力＝『人の力』が重要であると認識しております。また、お客様への気配りや心遣いが次のご来店に繋がることから、接客サービスを向上させる取り組みを進めてまいります。また海外子会社の店舗とも人材交流を進め、グループ企業としての「接客の均一化」を図ってまいります。

また女性管理職比率の向上を図ります。2030年度の目標として17.7%を目指します。そのためには、スタッフの様々なライフスタイルに応じた「働き方改革」を推進してまいります。ショートタイム社員や地域限定社員など雇用形態の多様化を図り、中長期的な労働力の確保を目指します。

④ IT活用による顧客満足度の最大化

当社グループは、対面販売を基調とした直営店(リアル店舗)のほか、インターネットオンラインサイトを運営しております。当社グループの事業拡大には、デジタルコマースの成長は不可欠です。

リアルとネットを繋ぐためのオムニチャネル戦略を推進していくため、スマートフォンを活用した様々な取り組みを実施してまいります。ABCマートアプリによる新規会員の獲得、リアルとネットの相互利用が可能な電子ポイントシステム、会員向け情報発信サービスの提供、キャッシュレス決済への対応に加え、在庫情報の可視化によるオペレーションの向上があります。今後も、IT活用による顧客満足度の最大化と更なる業務の効率化を目指してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

企業規模が拡大していくなか、国内外へのグローバルな活動が活発化しており、その社会的責任も一層増していることを強く認識しております。

2015年5月、取締役会における経営判断の適正性を監視する機能をさらに高めていくため、また取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行しました。

取締役の職務執行状況や経営活動全般における法令遵守についての内部監査を強化していくとともに、お客様の安心・信頼に繋がる店舗運営を実現するため、店舗監査を定期的
に実施し、必要に応じて是正勧告等を行い、店舗運営の適正化に努めてまいります。また
法令遵守はもとより、役職員の健康管理の観点から、より一層働きやすい労働環境の整備
に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。会計監査につきましては、監査等委員と
の相互連携により監査体制を充実させてまいります。その他法令・税務についての判断を
要する案件につきましては、顧問弁護士、顧問税理士に依頼又は相談し、適宜、指導や助
言を受けてまいります。

⑥ リスク管理体制の強化

当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があると考えられる重要な要因として、主
に、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の拡大、大地震や豪雨、火災といっ
た大規模災害、海外情勢の変化、為替相場の変動、サプライチェーン問題、事業環境の変
化や季節変動、人材の確保と育成、情報セキュリティ等が挙げられます。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避に向けた
対策を講じてまいります。また万が一発生した場合においては、従業員とお客様の安全の
確保に努め、会社の損害や損失を最小限に抑える対策を検討し、尽力する所存でありま
す。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営に深いご理解をいただき、今後ともな
お一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は77億54百万円余で、その主なものは、国
内外における新規出店や店舗の改装等に係る費用であります。

4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

5. 財産及び損益状況の推移

区 分	期 別	第 36 期	第 37 期	第 38 期	(当連結会計年度) 第 39 期
		(2020年3月1日から 2021年2月28日まで)	(2021年3月1日から 2022年2月28日まで)	(2022年3月1日から 2023年2月28日まで)	(2023年3月1日から 2024年2月29日まで)
売 上 高 (百万円)		220,267	243,946	290,077	344,197
営 業 利 益 (百万円)		19,513	27,446	42,301	55,671
経 常 利 益 (百万円)		21,283	28,260	43,360	57,834
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		19,226	17,382	30,256	40,009
1株当たり当期純利益 (円)		232.94	210.60	122.19	161.58
総 資 産 (百万円)		317,832	317,720	355,850	387,336
純 資 産 (百万円)		278,943	284,881	310,974	341,654
1株当たり純資産 (円)		3,363.55	3,432.30	1,248.28	1,370.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は小数点第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式数を算出するにあたり、自己株式数を控除しております。
3. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した後の期末発行済株式数に基づき算出しております。
4. 第38期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第38期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
5. 2023年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ABC-MART KOREA,INC.	252億60百万ウォン	99.96%	靴・衣料品の企画仕入販売

7. 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

靴・衣料・雑貨などの小売、靴の商品企画、製造及び販売

8. 主要な事業所

① 株式会社エービーシー・マート（2024年2月29日現在）

本店所在地 東京都渋谷区神南一丁目11番5号

本社 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

店舗 合計 1,081店舗

地域	店舗数	地域	店舗数
北海道	42	中部	165
東北	57	関西	183
東京	140	中国・四国	69
関東（東京除く。）	280	九州・沖縄	145

② ABC-MART KOREA,INC.（2023年12月31日現在）

本社 韓国 ソウル特別市

店舗 韓国 316店舗

9. 従業員の状況（2024年2月29日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内	4,025名〔1,788名〕	211名増〔288名増〕
海外	2,236名〔1,003名〕	70名減〔141名増〕
合計	6,261名〔2,791名〕	141名増〔429名増〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、アルバイト・契約社員数は〔 〕内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べ国内従業員数が211名増加しております。主な理由は、当連結会計年度において株式会社オッシュマンズ・ジャパンを連結の範囲に含めたことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,859名〔1,737名〕	45名増〔237名増〕	32歳 2ヶ月	8年 9ヶ月

- (注) 従業員数は就業人員であり、アルバイト・契約社員数は〔 〕内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先の状況（2024年2月29日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	227百万円
株式会社三菱UFJ銀行	225
株式会社三井住友銀行	747
株式会社みずほ銀行	199

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項 (2024年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 334,500,000株
 - ② 発行済株式の総数 247,618,938株 (自己株式2,187株を含む。)
- (注) 2023年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が165,079,292株増加しております。
- ③ 株主数 8,005名
 - ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
合同会社イーエム・プランニング	105,225千株	42.49%
三木 正浩	41,940	16.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	17,977	7.26
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,560	3.45
三木 美智子	7,425	2.99
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	4,493	1.81
SMBC日興証券株式会社	2,899	1.17
日本証券金融株式会社	2,744	1.10
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,268	0.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,047	0.82

(注) 持株比率は、自己株式 (2,187株) を控除して計算しております。

III. 新株予約権に関する事項 (2024年2月29日現在)

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2024年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野口 実	
取締役	勝 沼 清	総務人事担当 店舗開発担当 財務経理担当 物流担当
取締役	菊 池 孝	商品開発担当 販売促進担当 生産管理担当
取締役	服 部 喜一郎	営業本部長 LaCrosse Footwear, Inc. President
取締役	石 井 寧 大	経営企画室長
取締役（常勤監査等委員）	松 岡 正	
取締役（監査等委員）	菅 原 泰 男	株式会社プロモーションホールディングス代表取締役 株式会社プロモーション代表取締役会長
取締役（監査等委員）	豊 田 皓	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松岡正、菅原泰男、豊田皓の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）松岡正氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 当社は社外取締役 松岡正、菅原泰男、豊田皓の各氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
4. 社外取締役 菅原泰男氏は、株式会社プロモーションホールディングスの代表取締役及び株式会社プロモーションの代表取締役会長を兼務しておりますが、当社はこれらの会社との間に特別な関係はありません。
5. 当事業年度の末日後において、取締役の会社における地位及び担当を次のとおり変更しました。

2024年4月10日付

取締役 服部 喜一郎

常務取締役に就任しました。

なお、営業本部長（重任）を委嘱されました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）松岡正、菅原泰男、豊田皓の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 役員等賠償責任限定契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者が会社の役員として業務上行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め、会社が全額負担しております。

4. 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益を鑑みた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、責任、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、最終的には取締役の業務執行状況や当社及び株主への貢献度合い等を総合的に勘案して決定するものとする。これらの方針に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、代表取締役社長が草案を作成し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で取締役会において慎重に審議し、その分配を決定する。各監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で監査等委員会において協議の上で、その分配を決定する。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業務執行状況を評価する者として適任である代表取締役社長 野口実 がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。当該権限が代表取締役社長により適切に行使されるよう、複数の社外取締役が出席する取締役会において独立社外取締役から意見を聞いたうえで、代表取締役社長はその際の意見、見解を踏まえて決定することとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	150 (-)	150 (-)	- (-)	- (-)	5名 (0名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	12 (12)	12 (12)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	162 (12)	162 (12)	- (-)	- (-)	8名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2015年5月27日開催の第30回定時株主総会において、年額10億円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名 (うち、社外取締役は0名) です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2015年5月27日開催の第30回定時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。
なお、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名 (うち、社外取締役は3名) です。
4. 上記のほか、2023年5月30日開催の第38回定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、前事業年度中に逝去により退任した取締役1名に対し弔慰金として7百万円を贈呈しております。

5. 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏名	会社役員の地位	主な活動内容及び期待される役割に関して行った職務の概要
松岡 正	取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度開催の取締役会全7回（定時6回、臨時1回）の全てに出席しました。取締役会では、常勤役員として業務や財務会計など積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また監査等委員会全6回の全てに出席し、内部監査結果や週一回開催の経営会議での検討内容を報告し、常勤監査等委員として議案の審議等についても必要な発言を行っております。
菅原 泰男	取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会全7回（定時6回、臨時1回）の全てに出席しました。経営者であり、人材コンサルタントとしての専門的な見地から、取締役会では人材の多様性、特に女性管理職の育成に関して意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また監査等委員会全6回の全てに出席し、後継者の育成や女性幹部候補に関して必要な発言を行っております。
豊田 皓	取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会全7回（定時6回、臨時1回）の全てに出席しました。上場企業の社長経験があることから、取締役会ではコンプライアンスやガバナンスに関する意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また監査等委員会全6回の全てに出席し、実効性ある取締役会の運営のためのガバナンス体制の強化について必要な発言を行っております。

② 子会社からの役員としての報酬等の額 該当事項はありません。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人に対する報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部 (監査業務に係る審査) に関与することの禁止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社であるABC-MART KOREA,INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人 (外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。) の監査 (会社法又は金融商品取引法 (これらの法律に相当する外国の法令を含む。) の規定によるものに限る。) を受けております。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社取締役会は、2015年5月27日付で、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について次のように定めております。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コーポレートガバナンス

当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正・透明性を確保します。

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、担当職務を執行します。

② コンプライアンス

当社は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、「ABCマートグループ行動規範」を指針として、これをコンプライアンス体制の基盤とします。

法令、定款はもとより、社員の行動規範及び諸社内規程に則り行動しなければならないものとして、それらに違反あるいは社会通念に反する行為等が行われないよう、内部監査を適宜実施することとします。店舗においては、内部監査チームが現地に赴き、店舗運営が適切に行われているか監査・指導を行い、違反行為等が行われた場合は是正のための措置を講じます。また、再犯防止策として、ブロック会議や全店長会議で監査内容を報告することで、情報の共有化を図り、店舗運営の適正化に努めるものとします。

取締役は、これらのコンプライアンス等への取組み状況を3ヶ月に1回以上、取締役会又は経営会議で報告することとします。

また、当社は、「内部通報制度」を制定し、法令違反や社内規程違反、社内のハラスメント行為や人間関係等の職場の問題に対する、相談・通報窓口を設け、問題の解決にあたることとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等の法定文書のほか、取締役の職務執行に係る情報が記載された重要な文書（電磁的記録を含む。）を、文書管理規程並びにその他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し管理します。

上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、商品市況、品質管理、与信審査、為替相場、金利及び株価、災害等に係る個別リスクについては、それぞれの担当部署を定め、諸規程並びに細則に基づき、研修の実施やマニュアルの作成・配布等必要な措置を講じて、リスク管理に努めるものとします。

リスク発生時には、リスク管理総括責任者を置き、代表取締役社長がその任にあたることとします。また必要な場合、リスク管理委員会を設置することとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を四半期に一回以上、また必要に応じて臨時で開催し、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行います。また、取締役を含めた幹部による経営会議を毎週開催し、重要な事項についての審議を行い、代表取締役及び取締役会の迅速な意思決定をサポートするものとします。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」に基づき、関係資料等の提出を求めます。

当社は、その経営成績・財務状態その他の重要な情報について報告を受けることを目的として、四半期に一回、子会社からの決算財務報告の提出を求めます。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の取締役会又は経営会議において報告される、子会社の重要リスクを分析・評価することによって、改善策を審議し決定します。

当社は、子会社に、業務分掌及び職務権限に基づいて業務執行を行う体制の構築、並びに責任を持ったリスク管理の実施を求め、担当役員は、定期的に子会社の重要リスクについて親会社に報告する旨を、「関係会社管理規程」に定めることとします。

子会社に重大なリスクが発生した場合は、担当役員を派遣し対応にあたらせ、必要に応じてリスク管理委員会を設置するものとします。

- ③ 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、効率的な事業運営を行うため、子会社からの月次決算の報告時において、子会社の取締役又は担当者に対し、経営環境等の変化や事業運営の状況について、当社担当役員がヒヤリングを実施し、必要に応じてアドバイスをを行い、対応策を検討します。

子会社は、当社グループの事業計画に参画するため、半期ごとに予算を策定し、当社の取締役会に諮ります。

当社と子会社間の情報の伝達や業務において、ITを有効かつ適切に利用します。

- ④ 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の法令等の遵守に関する意識向上と問題発生 of 未然防止を目的とし、重要な子会社については、一年に一度、内部統制に関する報告書の提出を義務付けます。

また当社は、子会社の業務執行が、法令等に則って適正に行われていることを確認するため、当社から担当者を派遣し監査するとともに、必要に応じて改善の提言を行います。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員に関する事項、当該取締役又は社員の他の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役又は社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合は、内部監査部門の要員による監査業務の補助について、代表取締役と協議することとします。

監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員を置いた場合、当該取締役又は社員の人事異動については監査等委員会の同意を要することとします。また、監査等委員会は当該取締役又は社員に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保します。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役及び社員が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び社員は、監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告するものとします。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとします。

取締役及び社員は、監査等委員会の求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

② 子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。

子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、正当な理由があるときを除き、当社の監査等委員会の求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

8. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。また、監査等委員会へ報告を行った者及びその内容については、厳重な情報管理体制を整備し、報告者が不利な取扱いを受けることを防止します。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、その費用を負担することとします。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図ります。

監査等委員会は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催します。

監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

(注) ここで使用している「社員」とは、会社法上の「使用人」のことです。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、2015年5月27日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、並びに、内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図りました。

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

① 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

- ・週一回開催される経営会議において、新店及び改装店の販売状況やブランド別の販売動向、会社全体の業況等について報告され、これらを基とした経営課題や今後の見通し等について議論を行いました。

- ② リスクマネジメント体制に関する運用状況
- ・ 個人情報の漏洩を防止するため、情報セキュリティの強化に関する検討会議を実施しました。情報漏洩やオンラインサイトのプログラム改ざん、サイト実行環境への不正アクセス等の可能性が判明した場合の対処方法の検討も行いました。
- ③ コンプライアンスに対する取組みの状況
- ・ コンプライアンス経営の浸透度を確認するとともに、良き職場風土の更なる醸成を図るため、従業員の意識調査を実施しました。
 - ・ 内部監査の実施状況及びその結果について、社内ネットワークに掲載し、誰もが閲覧可能な状況にしていることから、内部監査の透明性を確保しております。
 - ・ 法令違反、不正行為等の未然防止を目的として、社内ネットワークや店舗内におけるポスター掲示等を通じて、従業員へ周知しています。また内部通報がしやすい環境の整備を行っております。
 - ・ 従業員の不正については、退勤時の手荷物検査と四半期毎の交換棚卸を行うことで、不正行為の予防と発見に努めております。また発生事案については、エリア会議で情報共有し再発防止に努めております。
- ④ 監査等委員会に関する運用状況
- ・ 監査等委員は、取締役からの業務執行の報告を受けるとともに、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席等を通じ、その意思決定の過程や内容について監督を行っています。
- ⑤ 内部監査に関する運用状況
- ・ 内部監査チームは、年間の監査計画に基づき、様々な手法を用いて内部監査を実施しました。当事業年度においては、取引データの分析を中心に、1,081店舗中8,440件のレジ金返品調査、434件の在庫移動データ調査を実施しました。店舗の現地調査につきましては、40エリアと2業態の215店舗の実地調査を行いました。それらの監査結果を、担当取締役及び監査等委員会に報告しています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[288,627]	【流動負債】	[43,972]
現金及び預金	167,208	支払手形及び買掛金	15,238
受取手形及び売掛金	16,262	短期借入金	1,405
有価証券	9,150	未払法人税等	11,268
棚卸資産	88,942	契約負債	1,074
その他	7,303	賞与引当金	1,163
貸倒引当金	△240	引当金	299
【固定資産】	[98,708]	資産除去債務	318
(有形固定資産)	(42,045)	設備関係支払手形	1,189
建物及び構築物	17,684	その他	12,013
工具、器具及び備品	4,396	【固定負債】	[1,709]
土地	19,568	退職給付に係る負債	54
建設仮勘定	351	資産除去債務	473
その他	44	その他	1,181
(無形固定資産)	(4,616)	負債合計	45,681
商標権	95	純資産の部	
ソフトウェア	3,506	【株主資本】	[313,841]
のれん	207	(資本金)	(19,972)
その他	807	(資本剰余金)	(24,043)
(投資その他の資産)	(52,046)	(利益剰余金)	(269,829)
投資有価証券	20,026	(自己株式)	(△4)
関係会社株式	600	【その他の包括利益累計額】	[25,603]
長期貸付金	167	(その他有価証券評価差額金)	(7,172)
敷金保証金	28,041	(為替換算調整勘定)	(18,430)
退職給付に係る資産	255	【非支配株主持分】	[2,209]
繰延税金資産	2,390		
その他	598		
貸倒引当金	△33	純資産合計	341,654
資産合計	387,336	負債・純資産合計	387,336

連結損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
【売上高】		344,197
【売上原価】		168,603
【販売費及び一般管理費】		175,594
【営業外収益】		119,922
受取利息及び配当金	1,113	
賃貸広告媒体の収入	804	
為替差益	34	
その他	426	
	396	2,775
【営業外費用】		
支賃の利息費用	9	
その他	488	
	114	612
【経常利益】		57,834
【特別利益】		
固定資産売却益	24	
有価証券売却益	437	
その他特別利益	0	463
【特別損失】		
固定資産除却損	374	
関係会社株式評価損	8	
投資有価証券評価損	77	
減価償却の他特別損失	504	
その他特別損失	74	1,039
税金等調整前当期純利益		57,257
法人税、住民税及び事業税	17,672	
法人税等調整額	△561	17,110
当期純利益		40,147
非支配株主に帰属する当期純利益		137
親会社株主に帰属する当期純利益		40,009

連結株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年3月1日残高	19,972	24,043	244,387	△3	288,400
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△14,031	-	△14,031
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	40,009	-	40,009
自己株式の取得	-	-	-	△1	△1
連結範囲の変動	-	-	△535	-	△535
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	25,441	△1	25,440
2024年2月29日残高	19,972	24,043	269,829	△4	313,841

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
2023年3月1日残高	6,060	14,634	20,694	1,878	310,974
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△14,031
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	40,009
自己株式の取得	-	-	-	-	△1
連結範囲の変動	-	-	-	-	△535
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,112	3,796	4,908	331	5,239
連結会計年度中の変動額合計	1,112	3,796	4,908	331	30,680
2024年2月29日残高	7,172	18,430	25,603	2,209	341,654

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	11社
主要な連結子会社の名称	ABC-MART KOREA,INC. ABC-MART TAIWAN,INC. LaCrosse Footwear,Inc. 株式会社オッシュマンズ・ジャパン

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社オッシュマンズ・ジャパンは、重要性が増したことから当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	7社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、総資産、及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の数	7社
持分法を適用していない理由	持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ABC-MART KOREA,INC.、ABC-MART TAIWAN,INC.、ABC-MART VIETNAM Co.,Ltd.、LaCrosse Footwear,Inc.及びその子会社4社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品

商品は主として総平均法による原価法

製品は主として先入先出法による原価法

仕掛品

主として先入先出法による原価法

原材料及び貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として個別法による原価法

在外連結子会社は先入先出法による原価法

④ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

器具備品 5～10年

在外連結子会社

定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

⑤ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率に基づき、計上しております。

貸倒懸念債権及び
破産更生債権

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担分を計上しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の
期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の
費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時に一括費用処理しております。

⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債は当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑧ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象

為替の変動により、将来のキャッシュ・フローが変動するリスクのある外貨建仕入債務等

ヘッジ方針

ヘッジ対象の損失可能性を減殺する目的で行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

⑨ 収益及び費用の計上基準

主としてシューズ関連商品の販売を行っております。顧客との販売において、これらの履行義務を充足する時点は、通常商品の引渡時であることから、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

⑩ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、合理的な判断のもと個別に償却期間を見積もり、当該期間に每期均等額償却しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

5. 重要な会計上の見積り

(店舗の固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	42,045百万円
減損損失	504百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の本社費配賦後の営業損益が過去2期連続してマイナスとなった場合や店舗閉店の意思決定をした場合、また土地の市場価格が著しく下落している場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候がある店舗について、当該店舗から得られる営業利益予想をベースとした将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る店舗について、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、固定資産の帳簿価額を「回収可能価額」まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、商圈における市場環境等の影響を考慮した店舗毎の事業計画を基礎として、一坪当たり売上高、売上総利益率、売上高販管費率といった仮定を加味しております。

そのため、今後の経営環境の変化等の要因により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社投融資の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

関係会社株式	600百万円
関係会社株式評価損	8百万円
関係会社貸付金	1,290百万円
上記に係る貸倒引当金	56百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、連結計算書類の作成にあたり、市場価格のない関係会社株式については、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針に基づき、実質価額と取得価額を比較し、株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。また当該関係会社への貸付金についても、個別に回収可能性を検討した上で、貸付金の回収不能見込額を貸倒引当金として処理しております。

関係会社株式及び関係会社貸付金の回収可能性の評価は、関係会社の現在の経営成績を基礎として、売上高、売上総利益率、売上高販管費率等といった仮定を加味しております。

今後も、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社の経営成績及び財政状態を著しく悪化させる変化が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類の関係会社株式及び関係会社貸付金に係る貸倒引当金の金額に影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表の注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 39,520百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金及び預金、建物及び構築物、及び土地	1,074 百万円	支払手形及び買掛金 固定負債その他	479 百万円 － 百万円
現金及び預金 (注)	656 百万円	支払手形及び買掛金 短期借入金	392 百万円 6 百万円

LaCrosse Footwear, Inc.の総資産25,398百万円はコミットメントライン契約の担保に供しております。

(注) 現金及び預金には与信枠限度額と対象債務額のいずれか小さい額を含んでおります。

7. 連結株主資本等変動計算書の注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	82,539,646株	165,079,292株	－	247,618,938株

(注) 2023年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

イ. 2023年5月30日開催の第38回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の総額 7,015百万円
- ・ 1株当たり配当金額 85円00銭
- ・ 基準日 2023年2月28日
- ・ 効力発生日 2023年5月31日

ロ. 2023年10月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の総額 7,015百万円
- ・ 1株当たり配当金額 85円00銭
- ・ 基準日 2023年8月31日
- ・ 効力発生日 2023年11月13日

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

2024年5月28日開催予定の第39回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の総額 9,161百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 37円00銭
- ・ 基準日 2024年2月29日
- ・ 効力発生日 2024年5月29日（予定）

8. 金融商品の注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な預金を主体として資金運用を行っており、また、金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを軽減することを目的とした為替予約取引及び通貨オプション取引であり、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、主に商業施設のテナント売上、クレジットカード売上に係るものであり、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券は外貨建MMFであり、安全性と流動性の高い金融商品であります。外貨建MMFは為替変動のリスクに晒されております。

投資有価証券は、主に上場株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、取引先への貸付及び店舗の賃貸借契約に伴うものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、設備関係支払手形、また未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は、主に商品の輸入決済に係る資金調達を目的としたものであり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しており、金利の変動リスクはありません。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを軽減することを目的とした為替予約取引及び通貨オプション取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4) 会計方針に関する事項 ⑧ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金のうちクレジットカード売上に係るものについては、相手先が金融機関系列の取引先であり、信用リスクは僅少であると考えております。テナント売上に係るものについては、敷金保証金と同様に、店舗開発部が取引先をモニタリングして、財務状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

長期貸付金のうち、取引先への貸付については、四半期毎に貸付先の財務状態等をモニタリングして、財務状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、四半期毎に時価や発行体の財務状態等を把握しております。

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は、経理部輸入チームが行っております。なお、取引残高・損益状況については取締役会に定期的に報告することとしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適宜に資金繰り計画を作成・更新し、収支の状況に応じた手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、貸倒引当金、支払手形及び買掛金、設備関係支払手形、短期借入金、及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	29,177	29,178	1
(2) 長期貸付金（1年以内に 回収予定のものを含む）	1,327	1,333	5
(3) 敷金及び保証金	28,041	27,139	△901
資産計	58,546	57,651	△895

(注) 1. 有価証券に関する事項

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券として保有しており、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,073	6,387	3,314
	債券	15,761	22,785	7,023
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	4	4	-
合計		18,838	29,177	10,338

(注) 2. 市場価格のない株式等

関係会社株式（子会社出資金の額を除いた連結貸借対照表計上額590百万円）は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 長期貸付金及び敷金及び保証金の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期貸付金	1,160	133	29	4
敷金及び保証金	12,148	12,802	2,942	147
合計	13,308	12,936	2,971	152

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
債券	22,785	—	—	22,785
株式	6,387	—	—	6,387
その他	5	—	—	5
合計	29,178	—	—	29,178

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	1,333	—	1,333
敷金及び保証金	—	27,139	—	27,139
合計	—	28,472	—	28,472

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (百万円)			その他 (百万円)	合計 (百万円)
	国内	海外	計		
品目別					
スポーツ	141,508	50,992	192,500	—	192,500
レザーカジュアル	20,484	29,986	50,470	—	50,470
キッズ	17,145	9,016	26,161	—	26,161
サンダル	9,405	8,982	18,387	—	18,387
レディース	16,530	2,483	19,014	—	19,014
ビジネス	9,168	188	9,356	—	9,356
ウェアその他	16,724	4,384	21,108	—	21,108
その他	5,883	1,313	7,196	—	7,196
顧客との契約から 生じる収益	236,850	107,347	344,197	—	344,197
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高 (注)	236,850	107,347	344,197	—	344,197

(注) 海外セグメントのうち、韓国の売上高の連結売上高に占める割合が10%を超えております。海外売上高のうち、韓国の売上高は66,322百万円となります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

取得価格の算定に関する情報

①有償支給に係る取引

当社が実質的に買戻し義務を負っていると判断される有償支給取引について、金融取引として棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給に係る負債」を認識しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

②顧客に支払われる対価

顧客への商品販売に伴い付与する自社ポイントについて、独立したオプションとして履行義務を認識し、取得価格については、過去1年間に付与及び利用されたポイント及び失効率等取引実績を基礎に見積もっております。ポイントの履行義務に配分された取引価格は契約負債として繰延べ、ポイントの利用に応じて収益を認識しております。

③返品権付き販売

返品されると見込まれる商品の対価について、店舗及びECにおける返品対応期間に基づき、店舗については月間の返品率を、ECについては2週間の返品率を基礎として、直近1年間における返品率を加重平均した金額を用いて算定しております。返品されると見込まれる商品の収益及び売上原価相当額を除いた額を収益及び売上原価として認識しております。返品されると見込まれる商品の対価を「返金負債」に、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利として認識した資産を「返品資産」に計上しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

イ. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

区 分	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	15,096	16,262
契約負債	1,039	1,074

ロ. 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容
該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報の注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,370円85銭
(2) 1株当たり当期純利益 161円58銭

なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。2023年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

親会社株主に帰属する当期純利益	40,009百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	40,009百万円
普通株式の期中平均株式数	247,616,857株

11. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月15日

株式会社エービーシー・マート
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大木 智博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野 潤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エービーシー・マートの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エービーシー・マート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[221,863]	【流動負債】	[33,996]
現金及び預金	143,277	支払手形	7,065
受取手形及び売掛金	8,400	買掛金	4,889
有価証券	9,150	短期借入金	1,399
商品	49,850	未払法人税等	10,170
原材料	145	賞与引当金	1,045
短期貸付金	4,351	契約負債	464
その他	6,743	設備関係支払手形	1,189
貸倒引当金	△56	その他	7,770
【固定資産】	[95,817]	【固定負債】	[1,055]
(有形固定資産)	(34,171)	その他	1,055
建物及び構築物	15,720		
工具、器具及び備品	1,312		
土地	16,878		
建設仮勘定	232		
その他	27		
(無形固定資産)	(2,460)		
ソフトウェア	2,046		
その他	414		
(投資その他の資産)	(59,185)		
投資有価証券	20,026		
関係会社株式	21,796		
長期貸付金	377		
敷金保証金	15,017		
繰延税金資産	1,427		
その他	553		
貸倒引当金	△12		
		負債合計	35,051
		純資産の部	
		【株主資本】	[275,456]
		(資本金)	(19,972)
		(資本剰余金)	(24,042)
		資本準備金	23,978
		その他資本剰余金	63
		(利益剰余金)	(231,446)
		利益準備金	55
		その他利益剰余金	231,390
		繰越利益剰余金	231,390
		(自己株式)	(△4)
		【評価・換算差額等】	[7,172]
		(その他有価証券評価差額金)	(7,172)
		純資産合計	282,629
資産合計	317,681	負債・純資産合計	317,681

損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
【売上高】	231,586
【売上原価】	106,121
【売上総利益】	125,464
【販売費及び一般管理費】	79,619
【営業利益】	45,845
【営業外収益】	
受取利息及び配当金	994
為替差益	451
賃貸収入	1,149
広告媒体収入	34
その他	303
【営業外費用】	
支払利息	6
賃貸費用	467
貸倒引当金繰入	56
その他	26
【経常利益】	48,219
【特別利益】	
固定資産売却益	7
有価証券売却益	437
その他の特別利益	0
【特別損失】	
固定資産除却損	290
関係会社株式評価損	8
投資有価証券評価損	77
減価償却の他特別損失	437
その他特別損失	74
【税引前当期純利益】	47,776
法人税、住民税及び事業税	15,317
法人税等調整額	△440
【当期純利益】	32,899

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2023年3月1日残高	19,972	23,978	63	24,042	55	212,522	212,578
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△14,031	△14,031
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	32,899	32,899
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	18,867	18,867
2024年2月29日残高	19,972	23,978	63	24,042	55	231,390	231,446

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年3月1日残高	△3	256,590	6,060	6,060	262,650
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	△14,031	－	－	△14,031
当 期 純 利 益	－	32,899	－	－	32,899
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1	－	－	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	1,112	1,112	1,112
事業年度中の変動額合計	△1	18,866	1,112	1,112	19,978
2024年2月29日残高	△4	275,456	7,172	7,172	282,629

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等 決算末日の市場価格等に基づく時価法
 - 以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - 商品 総平均法による原価法
 - 貯蔵品 個別法による原価法
 - (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法
 - ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - 主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～50年
器具備品	5～10年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
 - ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率に基づき、計上しております。

貸倒懸念債権及び

破産更生債権

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担分を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

主としてシューズ関連商品の販売を行っております。顧客との販売において、これらの履行義務を充足する時点は、通常商品の引渡時であることから、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象

為替の変動により、将来のキャッシュ・フローが変動するリスクのある外貨建仕入債務等

ヘッジ方針

ヘッジ対象の損失可能性を減殺する目的で行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「無形固定資産」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。これにより、「その他」を区分掲記しております。

5. 重要な会計上の見積り

(店舗の固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	34,171百万円
減損損失	437百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 5. 重要な会計上の見積り（店舗の固定資産の減損）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関係会社投融資の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	21,796百万円
関係会社株式評価損	8百万円
関係会社貸付金	4,491百万円
上記に係る貸倒引当金	56百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 5. 重要な会計上の見積り（関係会社投融資の評価）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

6. 貸借対照表の注記

(1) 関係会社に対する

短期金銭債権	7,448百万円
短期金銭債務	384百万円
長期金銭債権	210百万円
長期金銭債務	810百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

23,310百万円

7. 損益計算書の注記
 関係会社との取引高

売上高	1,200百万円
仕入高	6,053百万円
営業費用	2,141百万円
営業取引以外の取引高	1,061百万円

8. 株主資本等変動計算書の注記
 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	588株	1,599株	—	2,187株

(注) 1. 2023年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

9. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	566百万円
商品評価損	845百万円
賞与引当金	320百万円
減損損失	773百万円
資産除去債務	887百万円
その他	1,199百万円

繰延税金資産合計 4,592百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△3,165百万円
繰延税金負債合計	△3,165百万円

繰延税金資産純額 1,427百万円

10. 関連当事者との取引の注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	三木正浩	被所有 直接 16.94%	-	建物等の賃借 (注)	191	前払費用	17
						敷金保証金	147
主要株主の近親者	三木美智子	被所有 直接 2.99%	-	建物等の賃借 (注)	165	前払費用	15
						敷金保証金	97
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	合同会社イーエム・プランニング	被所有 直接 42.50%	-	建物等の賃借 (注)	1,717	前払費用	155
						未払費用	1
						敷金保証金	1,421

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

建物等の賃借条件については、近隣の取引実勢に基づいて賃借契約により保証金額及び月割賃料を決定しております。なお、建物等の賃借に関する取引の一部については、形式的・名目的に信託銀行を経由して行われております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ABC-MART KOREA, INC.	所有 直接 99.96%	不動産の貸付先	建物等の賃貸 (注)	457	預り保証金	804
				業務委託	26	-	

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

建物等の賃貸条件については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸契約により保証金額及び月割賃料を決定しております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

12. 1株当たり情報の注記

(1) 1株当たり純資産額	1,141円40銭
(2) 1株当たり当期純利益	132円86銭

なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。2023年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

当期純利益	32,899百万円
普通株式に係る当期純利益	32,899百万円
普通株式の期中平均株式数	247,616,857株

13. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月15日

株式会社エービーシー・マート
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大木 智博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小野 潤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エービーシー・マートの2023年3月1日から2024年2月29日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室を始めとした内部監査部門及び内部統制所管部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から、金融庁の行政処分を受けたことに関して再発防止策を含めた業務改善計画案についての報告があり、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

株式会社エービーシー・マート 監査等委員会

常勤監査等委員 松 岡 正 ㊟

監 査 等 委 員 菅 原 泰 男 ㊟

監 査 等 委 員 豊 田 皓 ㊟

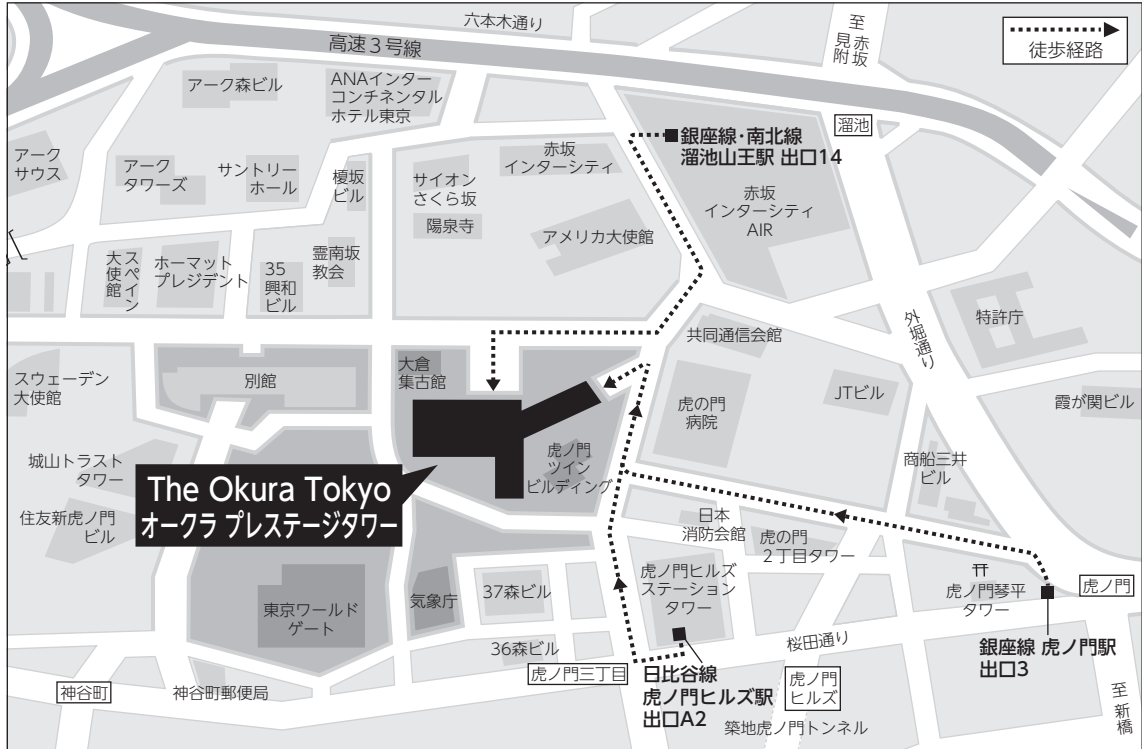
(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

The Okura Tokyo オークラ プレステージタワー 7階 メイプル



※ご来場の際しましては、当社として専用の駐車場をご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

●地下鉄の最寄り駅

交通	日比谷線	虎ノ門ヒルズ駅	出口A2より徒歩5分
	銀座線／南北線	溜池山王駅	出口14より徒歩10分
	銀座線	虎ノ門駅	出口3より徒歩10分

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。